

111号 **だまって我慢していませんか？**
セクハラの防止に向けて



セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)とは、いわゆる性的嫌がらせで、相手を不快にさせる性的な発言や行動をいいます。

こうしたことが周りではありませんか？

- 性的な冗談、からかい、質問
- 肩、手、髪等に触る
- 「女性は職場の花でよい」などという
- 「子どもはまだか」とたずねる
- 女性だからということでお茶くみを強要する
- お酒の席で、お酌やチークダンスなどを強要する
- 女性の水着姿のカレンダーを机に置く、女性のヌードのスクリーンセ이버を使う
- 部下に「結婚」「恋人」などプライベートなことをしつこく聞く
- 仕事に関係のない食事などにしつこく誘う



などなど… ※男性が被害にあうケースもあります。「これくらいならいいだろう」、「職場のコミュニケーション」と思っている、周囲に不快感を与えている場合があります。そしてそれが相手の意に反する性的言動であればセクハラとなり、被害にあった人は深く傷つきます。なかには、立場を利用した悪質な行為もあります。

対価型セクハラ

職場の地位や権限を利用して性的な関係などを強要し、それを拒否する者に解雇、降格、減給などの不利益を与えること

環境型セクハラ

視覚的なものや意に反する性的言動によって、職場環境が不快になり、働く上で大きな支障が生じること

セクハラ対処法



《まず、自分でできること》

不快な性的言動を受けたときは、その行為がセクハラだということ、拒絶の意思を相手に伝えましょう。我慢したり、無視したりすると事態をさらに悪化させてしまうかもしれません。

- ・「やめてほしい」と相手にはっきり伝える
- ・いつ、どこで、だれが、どのようなことをしたのか、目撃者、同様の被害を受けている人等の記録
- ・同僚で味方になってくれる人はいるかを確認
- ・会社や公の相談窓口などに相談する
用意があることを伝える



《相談機関を利用する》

【会社の相談機関】

会社に相談窓口や責任を持って対応してくれる上司がいれば相談しましょう。その際は、信頼関係を損なわないためにも、勇気をもって事実を正直に話しましょう。

【公の相談機関】

社内事情等によっては不安ということもありますので、公的な機関を利用することもできます。

【公的相談窓口】

- 沖縄労働局雇用均等室……098-868-4380
- ている相談室……女性相談098-868-4010
男性相談098-868-4011
- 女性の人権ホットライン……098-853-1102
0570-070-810

問合せ：市民協働推進課 平和・男女共同係
 ☎893-4411 内線421



「お互いに 未来を掴もう 共同参画」

沖縄県人権啓発活動ネットワーク協議会資料参考

めがき情報 113号

☆めがき講座(第9回)

今年も、一年の締めくくりの時期になりました。クリスマスや忘年会・大掃除など何かと忙しい月になりますが、風邪などひかぬよう気をつけましょう。

今回のめがき講座は、一部法改正された「ストーカー規制法」及び「DV防止法」について学びます。

ストーカーやDVは、どこでも誰にでも起こり得ることですが、他の暴力と違い専門的な教育が必要のため、正しい知識をもっている人がまだまだ少ないのが実状です。

当事者になると、なかなか気づかないと言われているこれらの暴力。自分の家族が、生徒が、友人が…被害を受けていたり、加害者になったとき、周りの人の正しい知識こそが当事者を救う手だてになり、予防や防止に繋ることがあります。

暴力のない社会をつくるために共に考えましょう。

テーマ

「改定ストーカー規制法・DV防止法」

誰も被害者にも加害者にもさせないために

講師：矢野恵美氏

(琉球大学法務研究科准教授)

日時：平成26年1月16日(木)午後7時～9時

場所：めがき研修室2

対象：市内在住・在勤・在学の方

受講料：無料

☆受講ご希望の方は事前にお申込み下さい。
 (一時保育をご希望の方は予約が必要です。
 一週間前迄にご連絡下さい。)

問合せ

宜野湾市志真志一丁目15-22 人材育成
 交流センターめがき ☎896-11215